

博物館学芸員資格課程

学芸員とは、これまでは主として博物館（相当施設）に勤務して、人々の文化遺産や自然科学に関する資料を収集・保管し、それらをもとに展示や研究を進める限られた職員を指してきました。しかし、いまその資格をもつ職員は、都道府県や市町村の自治体で専門職公務員として採用されることが多くなってきました。彼らは、公立の博物館に所属する以外に、教育委員会や歴史文化課などに在籍し、市民と協働して地域文化財を保存・活用して町づくりを推進する幅広い活躍が期待されているのですが、いまその人材が不足しています。

そうした学芸員資格を得るためには、博物館法第5条第1項第1号に記されている「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」という条件を揃えることが必要です。

〔博物館実習の履修について〕

- ア. 博物館実習を受講しようとする者（3回生以上）は、学年始めに行うオリエンテーションに出席し、博物館学芸員課程の履修方法などについて説明を受けてください。
- イ. 上記に該当する者は、博物館実習受講資格が充足していることを確認したうえ、学年始めに受講予備登録票を教務課に提出しなければなりません。
- ウ. 本学歴史博物館での実習にあたり、実習班人数に制限があるため、受講希望者が定員より多い場合、指定した日時に指定した方法で審査を行い、その中より正式登録者を選考します。
合格者はポータルサイトにて発表します。したがって合格発表まで単位登録をしてはいけません。
- エ. 審査に合格した者は、「博物館実習」を登録してください。